

議案第十号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のとおり改正する



昭和四十年 三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年 参月 拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十三年三朝町条例第十一号）の一部を次のとおり改正する

第二十四条第一項第三号中「二十万円」とあるを「二十二万円」に改める

第三十四条の二を次のとおり改める

第三十四条の二 「所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号の一

に掲げる者に該当する場合においては、同条第一項から第六

項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険

料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額を

その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得

の金額又は山林所得の金額から控除する

2 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険

料控除額又は扶養控除額の控除に關する規定は、第三十六条

の二第一項若しくは第二項又は第四項の申告書に、控除に

關する事項の記載がない場合又は当該申告書が三月二十日

まてに提出されない場合においては適用しない。ただし、  
 第三十六条の二第一項ただし書の規定によつて申告書を  
 提出する義務がない場合又は当該申告書に控除に関する  
 事項の記載がないこと若しくは当該申告書が当該提出期  
 限までに提出されなかつたことについてやむを得ない理  
 由があると町長が認める場合はこの限りでない。

第三十四条の三中税率表を次のとおり改める

「十五万円以下の金額	百分の
十五万円をこえる金額	四・五
四十万円	六・〇
七十万円	七・五
百一十万円	九・〇
百五十万円	一〇・〇
三百五十万円	一二・〇
四百万円	一三・五

第三十四条の六中「百分の九、七」とあるを「百分の一〇、一」と改める

第三十四条の七を次のとおり改める

第三十四条の七

「所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場  
合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者  
が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においては  
それぞれ当該納税義務者について千円を、その者の第三十四  
条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得  
割の額から控除する。

2 所得割の納税義務者の前年の所得<sup>総金額</sup>のうち法附則第十二項  
に規定する配当所得（利息の配当を除く）があるときは、同  
項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十四条の三か  
ら第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額か  
ら控除する。

第三十六条の二の第二項を次のとおり改める

2. 「前項の規定によつて申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が十八万円以下である者（青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者、若しくは事業専従者控除額の控除を受けようとする者、若しくは雑損控除額、<sup>医療費控除額</sup>社会保険料控除額、若しくは生命保険料控除額の控除を受けようとする者又は施行規則第二条の二の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第二條第二項ただし書の規定により町長の定める様式による。」

第三十六條の二第四項中「県民税所得割について」と「県民税所得割について法第三十二條第八項に規定する」および第五項中「県民税所得割について」とあるを削除する

第八十二條第二号中四輪以上のもの採用「年額三十万円」とあるを「年額四十五万円」に改める

附  
則

1. この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

2. 昭和三十九年度以前の町税については、従前の例による。